

始まった 解決交渉！

東京に住みまた働く市民、労働者の皆さん！

私達はトヨタ自動車が海外進出した現地法人フィリピントヨタ社で、組合を結成して立ち上がったフィリピン現地の従業員を二三百人も根こそぎ解雇し(二〇〇一年)、その後さらに四名も解雇した(二〇一〇年)ことに対し解雇撤回を求めて闘っている現地のフィリピントヨタ労組と連携し、支援活動を行っています。

★ようやく始まった解決交渉

国際労働機関(ILO)は、解雇は団結権・団交権の侵害であり、これらの権利を保障しているILO八七号九八号条約に違反するものであるから、交渉を通じて、解雇を撤回して原職復帰させるか、あるいは適正な補償金を支払って解決するよう、何度も勧告しています。しかし、トヨタはこれに全く応じようとしていません。

フィリピンでは昨年、未解決労働争議の解決を重要政策課題の一つに掲げる新政権が誕生し、労働雇用省が強い姿勢で当事者双方を一堂に会するよう呼び出しました。フィリピントヨタ社は、呼び出された社長(日本から派遣されている鈴木氏)が自ら出席せず、あまり事情を知らない弁護士を出してきました。それでも、やっとここに、解雇から十六年経つてはじめて、労働雇用省の斡旋とILOフィリピン駐在事務所の立会いのもと労使両席の話し合いの場、解決交渉が持たれました。

しかし、会談冒頭から会社側弁護士は、「本件は解雇を適法と判断したフィリピン最高裁判決で最終的に決着しており、それに基づいての話し合いには応じるが、ILO勧告に基づいての話し合いならば応じられない。そのように会社から委任されている」と発言し、問題の解決に真剣に取り組みることを拒否する、かたくなで傲慢な態度を示したため、話し合いは平行線に終始しました。

★ILOからたしなめられたトヨタ！

会談の中でトヨタ側弁護士は、「ILO勧告はフィリピン政府に出されたものでトヨタに出されたものではない」「したがってトヨタに対する法的拘束力はない」などと発言し、無知・無恥ぶりをさらけ出しました。ILO駐在事務所から、「それは違います。フィリピンはILO条約の加盟国であり、同条約は政府・労働者側・使用者側の三者構成原則によって成り立っているので、使用者に対しても法的拘束力があります」と、トヨタがたしなめられる一幕がありました。

折角始まった話し合いは、一月二三日と二七日の二度行われただけで、会社側の打ち切り動議で中断されてしまいました。このようなトヨタのやり方は許せません。フィリピントヨタ労組と共に、私達は(一)トヨタの暴挙に断固抗議します。

★ILOの怒りがトヨタに

ILOはフィリピントヨタ社だけでなく、それ以上に、発展途上国に行つて労働者を押しよせているグローバル企業のトヨタグループの本社、日本のトヨタのトップ経営者の姿勢を注視・監視しているのだとどうも、トヨタ社の経営者は気付いていないのでしょうか？ 一体全体、この先もトヨタはILO条約・勧告違反企業リストに載せられたまま、やっつけで考えているのですか、豊田章男社長さん？

また、トヨタ社内には社長ほか経営のトップに「考え直した方がよいのでは」と進言する良心と勇気を持った幹部や社員は一人もいないのでしょうか？

★解決交渉をいかに壊すつもりか？トヨタの振舞いは許せなう！

一旦始まった解決交渉を中断させたいままにしたり、決裂させることなど、もうトヨタは絶対に行けるわけがないでしょう。豊田章男社長、冷静、賢明にお考えになって下さい。トヨタはILO勧告に従い、フィリピンでの不当解雇を撤回すべきです！

二〇一七年二月二七日

フィリピントヨタ労組(TMPOWA)・フィリピントヨタ労組を支援する会

〒三三七〇〇六三 横須賀市追浜東町三一六三一九〇
TEL・FAX 〇四六一八六六一四九三〇

トヨタはフィリピンでの 不当解雇を撤回せよ！

2月2日付 - フィリピントヨタ労組プレスリリース

全文は <http://www.labornet.jp.org/news/2017/1486382802123staff01/view>

東京に住みまた働く市民、労働者の皆さん！

トヨタ社の豊田章男社長は一月九日のデトロイトでの北米国際自動車ショーで、トランプ新大統領のトヨタのメキシコ新工場建設批判をかわすように今後五年間で米国事業に一〇〇億ドル(約一兆一六〇〇億円)を投資することを表明しました。一方フィリピンでは労働雇用省(DOLE)シヨエル・マグルンソッド副長官主導のもと、フィリピントヨタ問題を話し合う、政労使会議が二回開催されました。この会議詳細内容についてフィリピントヨタ労組より二月二日、プレスリリースが公表されましたので、紹介します。

★トヨタの解決交渉行き詰らせ策動に「ノー」を！

不当解雇労働者達は、長期の未解決争議の解決交渉におけるトヨタ経営陣の傲慢な態度を、汚いやり方だと叫んでいる。

一月二十七日に第二回会谈が行われた。労働副長官が事件に関わる事実を要約した。そのうちの最も重要なものは以下の通りである。

・TMPCWAが、二〇〇一年に、当時のパトリシア・サント・トマス労働長官統括下のDOLEによって、唯一交渉団体であると言言された。

・DOLEがTMPCWAを唯一交渉団体であると言言したその同じ日に、TMPCは、九名の執行委員を含む二三三名のTMPCWA組員を解雇した。

・トヨタは唯一交渉団体宣言を最高裁にまで上告して争ったが、逆に最高裁は唯一交渉団体宣言を支持し、労働協約交渉を開始すべきであると判示した。

・TMPCWAが唯一交渉団体であるとの最高裁判断が出されたにもかかわらず、トヨタはTMPCWAと交渉せず、その上かつて二〇一〇年にはさらに四名のTMPCWA組員を不当解雇労働者名簿に追加した。

・唯一交渉団体であるTMPCWAが存在するにもかかわらず、DOLEは、御用組合である別組合を認知し、トヨタとその御用組合が労働協約を打ち上げるのに道を開いた。

・TMPCWA組員達がDOLE労働関係局の釈明聴聞会に出席したことを山猫ストライキであると宣言した国家労働委員会の決定も最高裁まで行ったが、ヴェラスコ裁判官執筆の判決文はほとんどトヨタの主張の丸写しであり、TMPCWAはこれを「大虐殺」であると警(たど)えた。

・TMPCWA事件は国際労働機関に辿り着くととなり、ILOは、トヨタはTMPCWAの組合員結成に対し支配介入を行い、よって条約(八七号および九八号)「結社の自由および団交権」に違反した。

・二〇一二年十一月十二日、ILOは、DOLEを通じてのフィリピン政府の助けのもと、「衡平な、交渉による解決」に当事者双方が到達すべきであると勧告し、また、「もしも解雇労働者達の原職復帰が不可能な場合は、適正な補償金が解雇労働者に交付されなければならぬ」と述べた。トヨタがこの勧告を無視したとにより、さらに二〇一三年および二〇一五年の勧告が出されたのと同じことになった。そのなかでILOは今後も引き続き事件の推移を監視して行くこと述べた(の)。以下プレスリリース全文は上記URLで閲覧ください。

・二〇一五年の勧告が出されたのと同じことになった。そのなかでILOは今後も引き続き事件の推移を監視して行くこと述べた(の)。以下プレスリリース全文は上記URLで閲覧ください。